

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・令和5年度文書管理に関する監査の監査結果・監査報告書について
■【会計監査人監査情報】
・会計監査人による令和5年度期末監査について
■【監査ニュース】
・同窓会、不正給与支出か　東京女子医大を家宅捜索 【3/30　日本経済新聞】 他 12 件
■【連載企画】
・オールカンサニッポン！「決裁」
■【Audit Cafe】
・〇〇のデパート

表題写真　:三日月と三日月

内 部 監 査 情 報

・令和5年度文書管理に関する監査の監査結果・監査報告書について

令和5年度行いました「文書管理に関する監査」の監査結果・監査報告書ついて現在、対象部局へ（案）をお送りし、事実に相違がないか確認いただいているところです。ご回答いただいた後、必要に応じ調整や修正を行ったうえで正式な監査結果・監査報告書をお送りいたします。



なお、本監査は通常の内部監査と異なり、文書管理規程に基づき監査室長が毎年度法人文書の管理の状況について監査を行い、その結果を総括文書管理者である理事・副学長（総務・国際・学術資源担当）に報告することとなっております。本監査において検出された事項は、「監査報告書」により総括文書管理者に対し、部局への適切な指導及び助言を要請するものであり、部局に対する指摘事項ではありません。



しかし、各部局等においては、総括文書管理者からの指導及び助言を待つことなく、「監査結果」の内容をもとに文書管理の改善を図っていただければと思います。

会計監査人監査情報

・会計監査人による令和5年度期末監査について

本学の会計監査人である『有限責任監査法人トーマツ』による会計監査人監査について、現在、期末監査の時期を迎えており（実施期間：令和6年5月1日～6月26日）、監査内容及び準備資料の詳細については順次ご連絡しております。

対象部局となったみなさまにおかれましては、監査終了まで引き続き、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【会計監査人監査】の詳細は、コチラ↓

https://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/3-3index.html（概要）



監査ニュース

・同窓会、不正給与支出か　東京女子医大を家宅捜索 【3/30　日本経済新聞】
・「指導放置」隠れたアカハラ 「論文助言応じず 3 カ月」東大が処分　教授は反論 【3/31　朝日新聞】
・のり面下草焼ける　東北学院大泉キャンパス 【4/1　河北新報夕刊】
・アイヌ民族に謝罪　無断持ち出し遺骨研究　文化人類学会 【4/3　毎日新聞】
・産総研研究員論文不正 42 本　07～22 年 【4/3　毎日新聞】
・日大　業者と癒着 【4/10　毎日新聞】
・東大教授　研究室内盗撮で停職 【4/10　毎日新聞】
・勤務間の休息、努力義務化　人事院　11 時間目安、今月から 【4/13　河北新報】
・日大生転落死、違法薬物か 【4/16　河北新報】
・バイクの大学生　車と衝突、大けが　仙台・鹿又交差点 【4/17　河北新報】
・文科省汚職、贈賄側が 2 審も有罪 【4/20　毎日新聞】
・早大元教授「懲戒解任相当」【4/24　読売新聞】
・東北工大教授を傷害容疑で逮捕 【4/28　河北新報】

連 載 企 画



毎回個性的なラジオパーソナリティが、リスナーからのお便りを取り上げ、
監査について一緒に学んでいく深夜ラジオ。
第8回目は、【扇坂 46　プロディーサー　秋保】による「決裁」です。

ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPO N

全国からぎゅーと縮尺した仙台市青葉区のリスナーの皆さん、こんにちは！
今回も始まりました「オールカンサニッポン」！です。
今日のMCは、「扇坂 46　プロディーサー　秋保」です。
早速ですが、お便りが来ております。



扇坂 46 プロデューサー
秋保さん

仙台市「あ・ばおあ・くー」にお住まいの「ソロモンさん」からのご質問です。
職場でよく聞く「決裁」について教えてください。・・・との、質問でした。
それでは、決裁についてみていきましょう。

私たち大学職員は日常業務の中で、起案された通知文書や回答書、システムで作成された帳票や申請書、本部事務機構等からの各種通知といった様々な文書が「決裁」されています。

また、従来の紙文書だけでなく、令和２年６月の「東北大学オンライン事務化宣言」以降、業務の DX 化により導入している、ワークフローを利用した電子文書による電子決裁も行われています。

そもそも「決裁」にはどのような意味があるか見ていきましょう。



決裁とは？

起案文書は、決裁を得て施行しなければなりません（国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程（以下「文書取扱規程」という。）第 19 条）。「決裁」とは、起案文書に承認を与える権限を有する者（決裁者）が承認を与えることをいいます。決裁を得た文書を「決裁文書」といいます（文書取扱規程第 23 条）。

（法人文書マニュアル「3.4.3　決裁の意味」より）

参考: 法人文書マニュアル （学内限定）

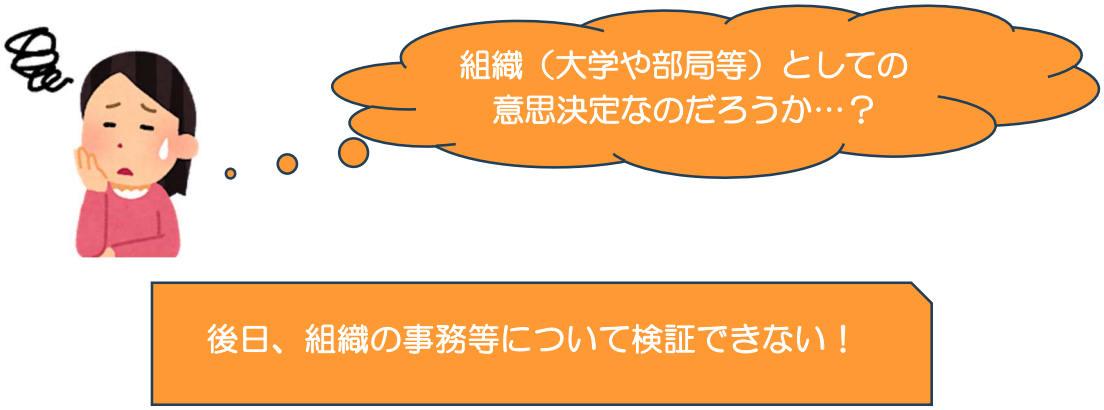
本学の意思決定のための文書の原案を作成することを起案といいます。

起案した通知文書や回答書であれば、原則として当該文書等の名義者まで決裁を得る必要があります。文書の名義者は、各部局等における文書の取扱いに関する内規において定められています。

昨年度実施した内部監査の際、複数の部局において、紙媒体、電子媒体に関わらず、各種文書等を受領した際、記載されている名義者まで決裁がなされていない事例が見受けられましたので、文書等の名義者を確認し、適切に決裁を得るようにしましょう。

また、業務の DX 化により導入されている、申請フォーム等で回答する形式については、入力するだけで自動的に回答することが可能であるため決裁を失念しやすい傾向があり、文書等の名義者まで決裁を得ていない事例が見受けられますので、その場合でも適切に起案し、決裁を得るようにしましょう。

決裁が適切に行われていないと…



しかしながら、業務においては日々膨大な文書の取扱いがあります。そこで処理を迅速に行うため、「文書取扱規程」第２１条において、「文書の速やかな処理を図るため必要があるときは、専決者を定めて専決させることができる。」としており、同規程に基づき、各部局では部局内規等、本部事務機構では「国立大学法人東北大学本部事務機構等における文書の取扱いに関する内規」により専決の基準について定めています。

専決とは？

決裁者が事務処理上の決定権を内部的に下位の職にある者に任せ、当該下位の職にある者が決裁者に代わって決裁することを「専決」といい、専決を行う者を専決者といいます。

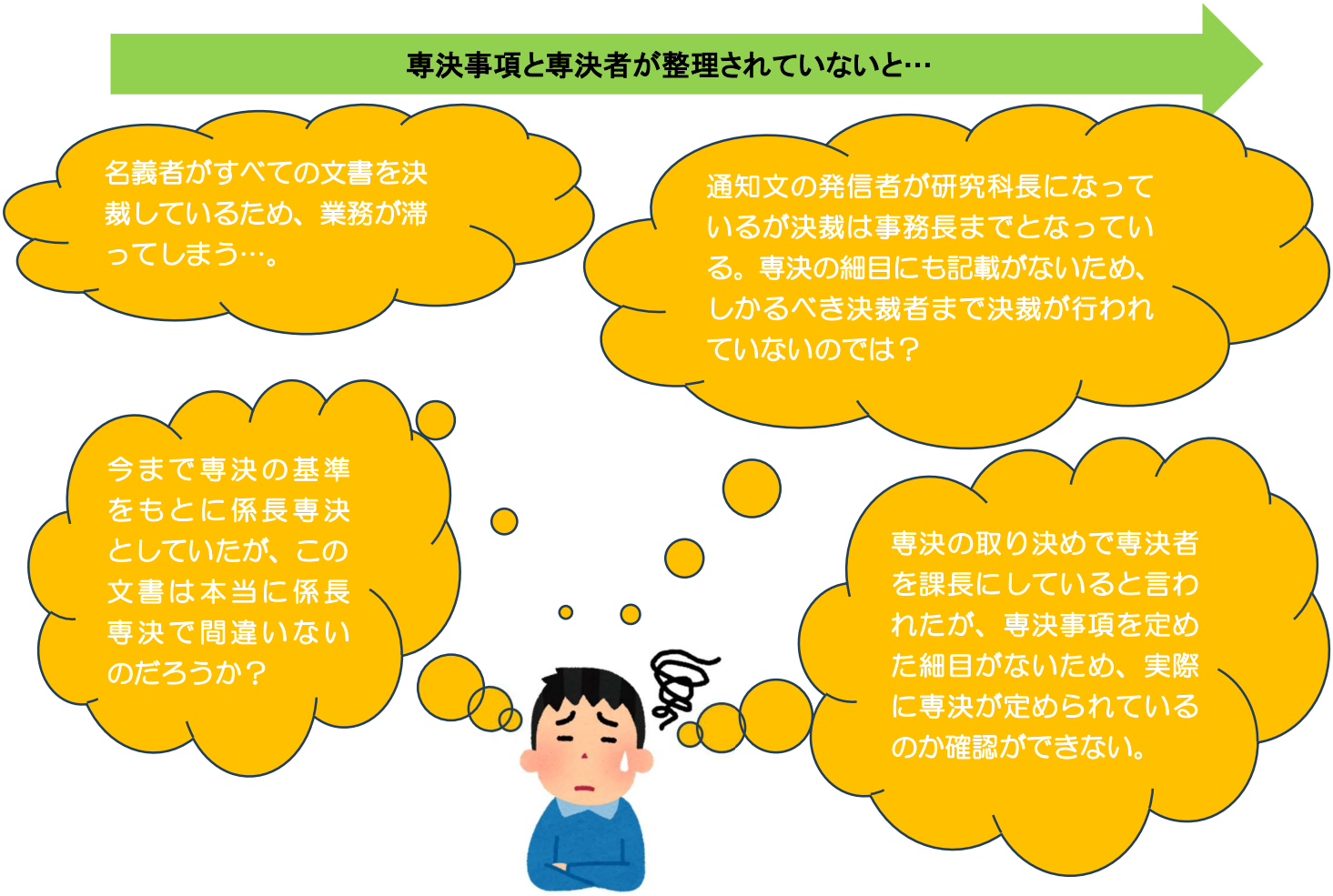
（法人文書マニュアル「3.4.3　決裁の意味　①専決とは」より）

専決を行う場合は、専決の基準をもとに専決事項の細目及び専決者を定めたうえで専決させます。

専決事項と専決者を定めずに決裁を行うと、文書の内容上必要な決裁者（または専決者）まで決裁が行われない可能性が高まり、また、意思決定の責任の所在があいまいになってしまうため、明確に整理することが必要です。

なお、紙媒体の起案文書の決裁は専決者の認印までとなります。専決者が決裁者の認印を代わって押印するものではありません。

専決事項と専決者が整理されていないと…



令和３年２月１８日付け総法文「文書の処理における決裁手続の見直しについて（依頼）」において、「事項ごとの専決基準の整理手順※」が示されていますので、細目の作成、見直しの際にご参照ください。

なお、専決基準及び専決者を定めたとき又は変更したときは、各部署の文書担当係へ報告する必要があります。

※事項ごとの専決基準の整理手順（抜粋）

①法人文書の事項及び内容の重み・質の確認

主な起案文書を元に事項等を抽出し、一覧表にまとめます。

（作成例）

事項（件名）	名義者	専決者	内容
・文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）	総長	理事	史料館公文書室利用等要項の改正の同意協議。
・法人文書の管理の状況調査について（回答）	総長	部長	法令に基づく年1回の報告であり、重要事項は含まれない。
・情報公開法に基づく開示請求について（依頼）	部長	課長	開示請求者からの請求に基づく各部局への依頼。定形的なもの。

②専決事項の整理

①で作成した一覧表を関連する事項ごとにまとめ、内規等で定めた専決基準に沿って整理します。

（作成例）

専決基準（内規別表第3）			専決事項の細目等			
事項	名義者	専決者	細目(件名)	名義者	専決者	備考
1　総長名をもって行う関係機関等への申請、報告、届出、通知、依頼、照会、回答等（特に重要なものを除く。）	総長	理事、副学長	文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）	総長	理事	史料館公文書室利用等要項の改正の協議
2　1に掲げるもののうち、定型的、技術的又は軽易なもの（3に掲げるものを除く。）	総長	部長	法人文書の管理の状況調査について	総長	部長	法令に基づく報告
3　学内向けの通知、依頼、照会、回答等のうち、定型的、技術的又は軽易なもの	部長	課長	情報公開法に基づく開示請求について(依頼)	部長	課長	開示請求者からの請求に基づく各部局への依頼

※専決基準及び専決者は、名義者の承認を得て定めます。

はい。以上のとおりです。「ソロモンさん」は理解できましたでしょうか。
それでは、最後に、なぞかけを１つ。
「決裁」とかけまして、「商品の売買に必要なもの」ととときます。
そのこころは・・・。
どちらも「しょうにん　（承認）（商人）」が必要です。
それでは、皆さん、またお会いできることを楽しみにしております。



扇坂 46 プロデューサー
秋保さん

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「〇〇のデパート」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

最近、かつて私の地元の駅前にあった「デパート」の建物が解体されました。
インバウンド等で一時的に注目されることはありましたが、購買層へ変遷による売り上げ減少で、建物の老朽化を契機に廃業することになったようでした。自分が子供のころは、デパートへ行くこと自体が楽しみでした。



【地下階】は、食品売場です。食品売場といっても、今のデパ地下のイメージとは異なり、生鮮食衣料品というよりは、贈答用の食品や酒類がならんでました。

地元のデパートでは、珍しい地下駐車場があり、子供のときはそれだけで特別感を感じました。

また、田舎の親の世代では、他人への贈呈品は、極端にいうと中身より包装紙が大事であり、必ずデパートから買っていたようです。

【1 階】から上層階は、化粧品、小物、婦人服、紳士服、宝飾品、眼鏡、時計売場が並びます。

自分の背広は、そのころから流行っていた郊外の紳士服量販店で購入しましたが、父親の背広はそこで購入していた記憶があります。



【上層階】は、子供服、おもちゃ売場、レストランが並びます。

今のように頻繁におもちゃを買ってもらえるわけもなく、クリスマスに買うものを想定し兄弟姉妹と眺めていました。

また、レストランでは、祖父母と一緒に来た時に限り、お子様ランチやジュースを飲んだものです。

【最上階】は、お中元・お歳暮の販売会場や、物産展等の特設会場になります。

中学校や高等学校への入学時、入学式までのわずかな期間に学校指定の制服の特設売場となり、流れ作業のように採寸され、後日の指定日に制服を取りに行った記憶がありました。



【屋上】は、屋上遊園地、ステージ、小動物が売っていたペットショップです。

屋上遊園地で遊んだり、小さな動物園感覚で眺めたりしていたものです。

このように、デパートには「いろいろなものが何でもある」感覚があり、また、行くだけで特別感を味わえました。いつの頃からかあまり行かなくなりましたが、いざなくなると寂しいものです。



デパートと言えば、ものの例えで、さまざまなものの備えている意味で**「〇〇のデパート」**と言う表現があります。小兵力士である舞の海が大型力士との対格差をカバーするため、さまざまな技を繰り出すことから**「技のデパート」**と異名があったり、病気ばかりしている人が、自虐的に**「病気のデパート」**と表現したりすることがあります。

今の時代、デパート等の実店舗よりネット上の店舗の方がいろいろなものを扱っている時代ですので、ものの例えである**「〇〇のデパート」**について、将来は**「〇〇の Amaz〇n」**という表現に変わるのでしょうか？

少し意味が変わるような気がしますが…。

SASより

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】

東北大学監査室

022-217-4874（監査室長：佐藤）

022-217-5680，4880（佐々木、齋藤、南部、國分、清水石）

【メールでのお問い合わせ】

東北大学監査室

kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。

© 2010 Audit Office Tohoku University